

令和4年第4回教育委員会会議記録

令和4年3月30日（水）

◎議事日程

- | | | |
|-------|------------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 | |
| 日程第 2 | 議案第1号 | 八雲町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 |
| | 議案第3号 | 八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 |
| | 議案第4号 | 八雲町立学校における出席停止に関する規則の一部を改正する規則 |
| | 議案第5号 | 八雲町郷土資料館管理規則の一部を改正する規則 |
| | 議案第6号 | 八雲町熊石歴史記念館管理規則の一部を改正する規則 |
| | 議案第7号 | 八雲町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 |
| | 議案第8号 | 八雲町奨学金等事務に関する規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 3 | 議案第2号 | 八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 4 | 議案第9号 | 八雲町学校給食センター職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 5 | 報告第1号 | 八雲町学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の制定について |
| 日程第 6 | その他 | |

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委 員	松 永 正 実
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	福 田 浩 子

◎欠席者

委 員	神 原 伸 哉
-----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長兼	
学校給食センター所長	石坂浩太郎
学校教育課参事	齊藤精克
学校教育課長補佐	松浦真理子
社会教育課長	佐藤真理子
体育課長	三坂亮司
熊石教育事務所長	野口義人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第4回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、令和4年第4回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、羽田圭吾委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号及び議案第3号から議案第8号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」、議案第3号「八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」、議案第4号「八雲町立学校における出席停止に関する規則の一部を改正する規則」、議案第5号「八雲町郷土資料館管理規則の一部を改正する規則」、議案第6号「八雲町熊石歴史記念館管理規則の一部を改正する規則」、議案第7号「八雲町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」及び議案第8号「八雲町奨学金等事務に関する規程の一部を改正する規程について」は、関連がありますので一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第1号及び議案第3号から議案第8号までは関連がありますので一括でご説明いたします。議案書1ページからになります。

この度の規則及び規程の改正は、デジタル時代を見据えて国が「どうしても残さなければならぬ手続を除き、速やかに押印を見直す」という考えの下、押印の見直しを推進しており、地方公共団体においても見直しを積極的に取り組むよう求めていることから、八雲町においても行政手続における申請者等の負担軽減と利便性の向上を目的とし、国が示す押印見直しマニュアルに基づき、各種手続の押印見直しを行い、申請者等の負担軽減と利便性の向上、内部手続の効率化を図るため、関係する教育委員会規則及び規程を改正するものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

議案書 1 ページの議案第 1 号八雲町教育委員会公告式規則第 2 条第 2 項の改正は、規則等を公布しようとするときに、これまで教育長が署名押印しておりましたが、押印を廃止し、署名のみとするものであります。

議案書 7 ページの議案第 3 号から 36 ページの議案第 8 号までの規則及び規程の改正は、各種様式において、申請者等から押印を求めていたものを廃止するための改正であります。

附則として、それぞれの改正規則及び規程の施行期日を令和 4 年 4 月 1 日からとしております。

以上、議案第 1 号及び議案第 3 号から第 8 号までの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○松永委員 押印がそのまま残るような規則等はあるのでしょうか。

○学校教育課長 この押印に関する件については全庁的な見直しを行っており、例えば債権が関係するような請求書や補助金の交付申請等に関する書類の中には今まで通り押印頂くものがあります。以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第 1 号及び第 3 号から第 8 号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第 1 号及び第 3 号から第 8 号までは原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 3 議案第 2 号

○教育長 日程第 3 議案第 2 号「八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所長 議案第 2 号八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。

本件については改正要因が二つございまして、はじめに令和 3 年度中に実施した熊石地域の教職員住宅の所管換えに伴い、住宅入居料などを定めた別表の改正を行おうとするものであります。

別表第 2 は熊石地域の教職員住宅であり、太線で囲まれた部分の改正で、平成 8 年度建設の熊石折戸町の物件など 4 棟 4 戸の所管換えを行い、普通財産として公売したことにより別表から削除し改正するものであります。

続いて改正要因二つ目として、議案書 3 ページから 6 ページまでの様式第 1 号及び様式第 3 号から第 5 号までの改正は、先程日程第 2 でご説明した規則及び規程の改正と同様に押印の見直しによるもので、それぞれの様式において、申請者等から押印を求めていたものを廃止するための改正であります。

附則として、施行期日を令和 4 年 4 月 1 日からとしております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第9号

○教育長 日程第4 議案第9号「八雲町学校給食センター職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター所長 議案第9号八雲町学校給食センター職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。議案書41ページをご覧ください。

本件は、1月27日開催の令和4年第1回教育委員会会議におきまして議決をいただきました、小・中学校の長期休業期間の変更に伴う「八雲町立学校管理規則」の改正により、本規程において引用する号番号が繰り上がることによる改正であります。

改正内容につきまして、第2条第2項において秋季休業日の廃止に伴い、八雲町立学校管理規則第6条第1項第8号が第7号に繰り上がることによる号番号の改正であります。

附則として、施行期日を令和4年4月1日からとしております。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第9号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 報告第1号

○教育長 日程第5 報告第1号「八雲町学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター所長 報告第1号八雲町学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の制定についてご説明いたします。議案書42ページからになります。

本件は、食物アレルギーにより学校給食を食べることができず、その代替として弁当を持参する児童生徒の保護者に対してその経費を補助する制度を新設し、平成30年度より実施している給食費の無償化との均衡を図るため、この度要綱を制定したものでございます。

それでは、要綱の内容についてご説明いたします。議案書43ページをお開き願います。

第1条では目的を定めており、食物アレルギーのため学校給食の代替として保護者が弁当対応する経費を補助することにより保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境の充実を図ることを目的としております。

第2条では、交付対象者を定めており、学校給食の提供を受ける代わりに毎食弁当対応

をすることを校長に認められた児童等の保護者、町長が特に必要と認めた児童等の保護者のいずれかに該当する保護者としております。ただし、生活保護法による教育扶助を受けている世帯の児童等の保護者は除くこととしております。

第3条では、補助金の額を定めており、その額は学校給食の代替として保護者が弁当対応した回数に小学校は245円、中学校は290円を乗じて得た額としております。

第4条は交付申請、第5条は交付決定、第6条は補助金の交付、第7条は交付決定の取消し等、第8条はその他について、それぞれ定めております。

議案書45ページの様式第1号では補助金交付申請書を、46ページの様式第2号では弁当持参予定（実績）証明書を、47ページの様式第3号では補助金交付（不交付）決定通知書を、48ページの様式第4号では補助金請求書をそれぞれ定めております。

議案書44ページにお戻りいただきまして、附則として、施行期日を令和4年4月1日からとしております。

以上、報告第1号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○羽田委員 対象となるお子さんのアレルギー等については、保護者からの申請があると思うのですが、何かそのアレルギー等の扱いに関して証明になるものを添付させるのかあるいは、保護者からの自己申請だけで補助金を交付するのでしょうか。

○学校給食センター所長 この度の補助要綱については、食物アレルギーを原因として給食を食することができずに弁当等を持参する保護者を対象としておりまして、その食物アレルギーを証明するために医師が発行する学校生活管理指導表を提出いただき、それを確認したうえで対応しようというものでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第6 その他

○教育長 日程第5 その他ですが、事務局から何かありますか。

（「なし」という声あり）

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これもちまして、令和4年第4回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時18分】